

## 平成23年度第7回理事会議事概要

日 時： 平成23年11月29日(火) 16:30～17:10

場 所： 森林総合研究所森林農地整備センター 役員会議室

出席者： 理事長 鈴木 和夫

理事(企画・総務担当) 福田 隆政

理事(研究担当) 大河内 勇

理事(育種事業・森林バイオ担当) 平野 秀樹

理事(業務承継円滑化・適正化担当) 町田 治之

理事(森林業務担当) 宮本 敏久

監事 滑志田 隆

監事 西田 篤實

総括審議役 森田 一行

総括審議役 安藤 伸博

審議役 渡邊 聡

企画部長 平川 泰彦

総務部長 安樂 勝彦

### 1. 開会

## 2. 議事

本日は、報告事項を3件予定していたが、追加の報告事項が3件あり、あわせて報告いただくこととしたい。

( - 1 ) 行政刷新会議独立行政法人改革に関する分科会におけるヒヤリング等の状況について

(福田理事) <資料 - 1を説明>

第三ワーキンググループの報告として出されたものを資料としてお手元に配布した。当研究所に関しては2ページ目の下に記載されているが、農林水産省には研究独法が6つあり、これについて国民目線に立った改革が必要であり、については農林水の研究独法を一つに統合するという方向で検討すべき。ただ、どうしても難しい場合には、農業、林業、水産業という分け方にも一定の合理性があるという意見もあったとされている。

また、統合の際には、現在各法人が有している能力を損ねず、維持・向上させる観点から、統合後のマネジメントの在り方について適切な組織形態を構築することが必要である、災害対応などの緊急時についても迅速に対応できるように組織の意志決定上の工夫が必要である、といったことが但し書きのような形で書かれている。全体としては、各省庁ひとつの研究独法という主張であるが、この部分については政治判断であり、ワーキンググループの段階では後者のことも読めるような形にしたのではないかとされている。

今後の予定は、12月2日までに副大臣折衝、12月7日に分科会の取りまとめ、その後、農林水産部門会議を経て、12月15日に行政刷新会議で決定するとされている。

(理事長)

特にコメントではないが、6つの研究独法が林立しているという表現には違和感がある。

本件報告については理事会として了承された。

( - 2 ) 会計監査人の今後の予定について

(総務部長) <資料 - 2を説明>

会計監査人の監査日程ですが、今年度から有限責任監査法人ト・マツに契約相手方が変更となった。現在までに(1)予備調査、(2)監査計画説明及びディスカッション、(3)第1回の期中監査まで終了したところとなっている。

二番目として、今後の予定については(4)にあるとおり、第2回期中監査、事業所等の往査を1月から3月に行い、これを踏まえた期末監査を4月から6月、そして6月に監査報告となっている。

なお、契約期間は23年度の財務諸表が大臣に提出されるまでの間ということになっている。

三番目に、監事サロンということで他法人の監事との意見交換が11月25日に行われたので、西田監事から報告をいただきたい。

(西田監事)

トーマツで開催された監事サロンに参加してきた。基本的にはいろいろな独法の監事の間でざくばらんな意見交換を行う場であった。進め方としては、情報通信研究機構の監事から3年間の経験からの話題提供があり、それについての意見交換を行った。特に、監事と民間企業の監査役の違いが話題となり、監査役は会計監査が主体であるが、監事の場合は業務監査という側面が強いという意見など出ていた。

(理事長)

この監事サロンは情報交換が目的の場なのか。また、定期的に行われるのか。

(西田監事)

監査法人が主催の情報交換の場である。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(総務部長)

資料はないが、契約監視委員会が11月21日に開催され、委員からは特に大きな指摘がなかったことを報告する。

(宮本理事)

随意契約の場合、契約監視委員会に事前に諮ることになったと聞いたが、どのような取り扱いになるのか。

(総務部長)

総務省行政管理局の指示により、今後、新規に競争性のない随意契約を締結

しようとする場合は、原則として事前に契約監視委員会に諮ることになっているが、委員と協議した結果、その都度、委員会を開催するのではなく、持ち回り等を含め柔軟に対応するということで進めている。

監査室が窓口となるので、森林農地整備センターの場合は、コンプライアンス室と監査室で連携を取って進めていただきたい。

（滑志田監事）

契約監視委員会には委員の一人として出席したが、抽出した案件について、一者応札を現状よりさらに少なくするという観点から様々な審査をしたところ、適切に行われていたのではないかと考えている。

（福田理事）

随意契約に関しては、契約監視員会から事前に了承をもらって、さらに事後に契約監視員会でチェックするのは二重手続きになるが。

（滑志田監事）

契約監視員会では、随意契約以外の案件も扱うので、すべてについて事前、事後両方の審査を行うということではない。

（理事長）

本件報告については理事会として了承された。

（ - 3 ）その他 「遺伝子銀行 1 1 0 番」の活動のマスコミ報道等について

（滑志田監事）＜資料 - 4 を説明＞

1 1 月 2 5 日に育種センターの東北育種場が開催する「遺伝子銀行 1 1 0 番」の活動に参加してきたので報告する。

山形県のクリの太木から遺伝子を採取するという事業であったが、その記事がお手元に配布されているように山形新聞で扱われた。また、山形テレビでは遺伝子採取の様様をかなり長時間にわたって映像として記録し、ニュースでも放映されており、アナウンサーがこの事業に感激して、ブログに森林総合研究所の名前を取り上げて紹介しているものも配布させていただいた。「奇跡の一本松」で森林総研ががんばっているということが広く知られており、当日のニュースでは、東北育種場長が遺伝子銀行 1 1 0 番と森林総合研究所について紹介していた。

接ぎ木の活着率が 1 0 % 以下であることなど、事業の難しさを理解するとと

もに、このような一連の作業が映像となって人々に伝えられるということは意義深いと思われた。

東北育種場長の話では、本来、枝を採取するのも2、3月に行うのが普通であるが、ここは豪雪地帯であり、2、3月に採取が困難であることから今回採取したとのことであった。

このクリは県指定の文化財ということで副知事からも感謝の意の表明があったと聞いている。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

( - 3 ) その他 冬季の節電依頼について

(総務部長) <資料 - 5を説明>

今年の冬季における節電について、本日、林野庁から協力依頼が届いたので報告する。

関西電力管内、九州電力管内、その他の電力管内と大きく3つに分かれた措置となっており、12月1日から3月30日までの節電のお願いということになっている。

数値目標が示されているのは、関西電力管内と九州電力管内のふたつであり、関西電力管内は、12月19日から3月23日までの平日の9時から21時の間、10%以上の節電となっている。

九州電力管内は、12月19日から2月3日までの平日の8時から21時の間、5%以上の節電となっている。

今回は、夏季に実施された節電と異なり、電気事業法による法的措置は行われず、あくまでも協力要請となっている。現在のところ、農水省でも節電計画を作成するとは聞いていない。

また、その他の電力管内では、数値目標なしの節電の依頼となっており、具体的な対応について検討することとしたい。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(福田理事)

特に議題としていないが、最後に一点お願いをしたい。

今年度の総研役職員の給与、賃金については、国家公務員が平均7.8%の削

減を行うことが閣議決定され、法案が提出されている中で、法案が成立した場合には、森林総研においても今後速やかに同様の対応をすることとなるが、そのような場合には、重要な案件であるにもかかわらず事前に理事会にお諮りする機会が持てないことも想定されるので、取扱いについては理事長に一任をいただきたい。

（理事長）

本件報告については理事会として了承された。

次回の平成23年度第8回理事会は、12月27日（火）に開催予定となった。

3．閉会